

## 産官三機関 合同職場体験実習実施要領

### (趣旨)

- 第1 この要領は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、高等専門学校の技術系（土木、建築、機械、電気・電子・情報、等）の学生を対象として、中部地方整備局、（一社）日本建設業連合会中部支部、（一社）建設コンサルタンツ協会中部支部（以下「産官三機関」という。）が合同で行う職場体験実習について、時期、期間、手続き、サービス、その他必要な事項を定めるものである。

### (職場体験実習の目的)

- 第2 本職場体験実習は、教育機関の学生を産官三機関において就業職場体験させることにより、それぞれの立場から建設業を学び、建設業への多面的理解、学習意欲の向上、高い職業意識を醸成するとともに、建設業界への入職促進を目指すことを目的とする。

### (本要領の適用対象)

- 第3 本要領は産官三機関が合同で職場体験実習を行う場合に適用する。

### (職場体験実習の時期・期間)

- 第4 実習の時期・期間は産官三機関が協議し決定する。

### (職場体験実習の対象者)

- 第5 本職場体験実習の対象者は、中部地方整備局管内（長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）の大学、高等専門学校に在籍している学生を基本とするが、それ以外の地域の学生でも参加可能とする。

### (職場体験実習の受入手続き)

- 第6 職場体験実習の受入手続き等については、次のとおりとする。
- (1) 職場体験実習を希望する学生は、実習受付カードに必要事項を記入し、提出期限までに電子メールで申し込む。
  - (2) 事務局は実習生を決定し電子メールで通知する。
  - (3) 実習生は、サービス規律の遵守に係る誓約書を職場体験実習初日に持参し、事務局に提出する。

### (事務局)

- 第7 産官三機関は、それぞれ合同職場体験実習に関する事務局を設け、受入手続きを行うほか、実習生の指導にあたることとする。

(実習生の服務等)

第 8 実習生の服務等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 実習生は、実習期間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。
- (2) 実習生は、実習期間中、産官三機関が遵守すべき法令等を遵守するとともに、事務局及び実習担当者の指導、指示等に従い、実習期間中は実習に専念し、公務及び建設業界の信用を傷つけるような行為を行ってはならない。
- (3) 職場体験実習の時間は、9時から17時を基本とするが、事務局がその他の時間を指示するときはこれに従う。
- (4) 実習生は、職場体験実習により知り得た秘密を漏らしてはならない。終了後も同様とする。
- (5) 実習生は、事務局から職場体験実習に関する報告書やアンケート等の提出を求められた場合は、これに協力し、提出しなければならない。
- (6) 実習生は、成果として論文等を外部へ発表等する場合には、事前に産官三機関の承認を得なければならない。
- (7) 職場体験実習の欠務は正当な事由がある場合以外はこれを認めないこととする。実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ事務局にその旨連絡しなければならない。やむを得ない場合は、事後速やかに事務局にその旨連絡しなければならない。
- (8) 実習生としてふさわしくない行為があったときは、事務局は、職場体験実習を打ち切ることができるものとする。

(職場体験実習に関わる費用負担)

第 9 職場体験実習に関わる費用負担については、次のとおりとする。

- (1) 自宅または宿泊先等から実習会場までの交通費は産官三機関が支給する。支給にあたっては、公共交通機関の利用を原則とし、期間全体を通じて合計 20,000 円を上限とする。交通費の精算を希望する場合は別紙 1「交通費請求書」に必要事項を記載し、交通費が確認できる領収書または経路検索 Web サイト等の資料とともに最終日までに提出すること。
- (2) 職場体験実習期間中の傷害保険及び損害賠償保険（以下「保険」という。）加入に要する費用は産官三機関が負担する。

(職場体験実習中の事故等に伴う災害補償)

第 10 職場体験実習中の事故等に伴う災害補償については、次のとおりとする。

- (1) 実習生の実習期間中の災害及び通勤に際しての災害については、産官三機関が加入する保険を持って充てるほか、産官三機関、実習生、その他関係者が誠意をもって問題の解決にあたるものとする。
- (2) 実習生が産官三機関、もしくは、第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理し、保険等により補償する。

(その他)

第 11 この要領等に定めのない事項及びこの要領に関して疑義が生じた事項については、産官三機関、実習生及びその他の関係者が協議して決定するものとする。

附則 この要領は、令和 5 年 5 月 2 4 日より施行する。

この要領は、令和 8 年 5 月 14 日に改定・施行する。

産官三機関 合同職場体験実習交通費 請求書

産官三機関合同職場体験実習 事務局 御中

請求日 令和 8 年 月 日  
(郵便番号)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

月日	出発駅	交通機関	到着駅	交通費	備考
<b>合 計</b>				<b>0</b>	

振込先銀行口座  
銀行 支店 普通

※交通費の所要額がわかる資料を添付願います。  
 (インターネットの交通費検索ソフトから資料を印刷いただければ結構です。)  
 ※新幹線や特急を利用した場合は、特急料金が確認できる証明(領収書、切符の写し等)を添付してください。  
 ※振込先銀行口座は、ご本人名義の口座をご指定願います。

## 産官三機関 合同職場体験実習交通費 請求書

産官三機関合同職場体験実習 事務局 御中

請求日 令和 8 年〇月〇日  
(郵便番号) 〇〇〇-〇〇〇〇

記入例

〇-〇

署又は押印)

月日	出発駅	交通機関	到着駅	交通費	備考
9/15	岐阜	J R	名古屋	480	
	名古屋	地下鉄	矢場町	240	
	矢場町	地下鉄	名古屋	240	
	名古屋	J R	岐阜	480	
9/16	岐阜	J R	名古屋	480	
	名古屋	地下鉄	矢場町	240	
	矢場町	地下鉄	名古屋	240	
	名古屋	J R	岐阜	480	
9/17	岐阜	J R	名古屋	480	
	名古屋	地下鉄	矢場町	240	
	矢場町	地下鉄	名古屋	240	
	名古屋	J R	岐阜	480	
<b>合 計</b>				<b>4,320</b>	

振込先銀行口座

〇〇銀行 〇〇支店 普通 〇〇〇〇〇〇〇〇

※交通費の所要額がわかる資料を添付願います。

(インターネットの交通費検索ソフトから資料を印刷いただければ結構です。)

※新幹線や特急を利用した場合は、特急料金が確認できる証明(領収書、切符の写し等)を添付してください。

※振込先銀行口座は、ご本人名義の口座をご指定願います。